

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（561））
2. 日 時：平成29年12月25日 10時00分～12時25分
13時30分～15時10分

3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、竹内技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官、森技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他14名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ 副長

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「第4条／第39条 地震による損傷の防止」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<第39条 地震による損傷の防止>

- 重大事故等対処設備の設備分類において、重大事故時の対応手順に照らし、対象設備の網羅性を整理して提示すること。

<第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）>

- 常設代替高圧電源装置置場における浸水防止設備としての取扱いの要否につ

いて、屋外タンクによる溢水解析結果と常設代替高圧電源装置置場における排水能力との関係から定量的に整理して提示すること。

- 敷地に遡上する津波による入力津波高さについて、防潮堤内、防潮堤外及び管路の各評価点における高さ及び設定の考え方について整理して提示すること。
- 敷地に遡上する津波に対する浸水想定範囲の設定について、津波ガイドの内容に照らせば緊急用海水ポンプモータ設置エリア以外の区域も浸水想定範囲に含まれると考えるが、対象とする浸水想定範囲を緊急用海水ポンプモータ設置エリアのみとする考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止